

東京都水道局からお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う 水道料金・下水道料金の支払猶予について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、一時的に水道料金などの支払いが困難な方に対し、支払いを猶予します。

〔対象となる方〕
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金の支払いが困難になった個人、法人の全ての方が対象です。

〔支払い猶予の内容〕
①内容
・申出日から最長で1年間、支払いを猶予します。(猶予期間は、原則4か月ごとに設定させていただきます。)

・支払猶予の対象は、申出時点で支払いになっていない料金と、猶予期間中の検針に基づき新規に請求する料金です。

②受付期間
令和3年3月31日(水)まで受付けます。

・猶予期間延長のお申し出は、受付期間終了後も受けができません。

※詳しくは、ホームページ <https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/> をご覧ください。

※問い合わせ、お申し出は、水道局多摩お客さまセンター

☎0570(091)101 (ナビダイヤル)
☎042(548)5110

【都税について】

☆令和3年度定期課税分
自動車税種別割の障害者減免申請の受けを行っています

ます

新たに身体障害者手帳などの交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象に、令和3年度分の自動車税種別割の減免申請の受けを行っています。

〔減免対象〕身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方で、一定の要件を満たす場合

〔申請期限〕5月31日(月)

※減免額には上限が設定されています。

※問い合わせは、東京都自動車税コールセンター

☎03(3525)4066

☆インターネット公売(動産、自動車、不動産など)のお知らせ

東京都主税局では、インターネット公売(動産、自動車、不動産など)を実施します。

〔公売申込期間〕2月10日(水)午後1時~24日(水)午後11時

〔せり売り期間〕(動産、自動車) 3月2日(火)午後

▼青梅警察署

からお知らせ▲

☆令和2年中の青梅警察署管内の特殊詐欺被害(12月31日現在)

○特殊詐欺の被害 14件 約3550万円

○金融機関などによる詐欺被害の未然防止 6件 383万円

☆「医療費が戻ります」という内容の電話は詐欺です!

☆「詐欺被害に遭わないよう、ぜひ実施を!」

※問い合わせは、青梅警察署防犯係 ☎22-0110 内線2612

かかってくることはありません。

犯人は『役所の保険年金課』や『青梅税務署』などの公的な機関を装って電話をかけ、「昨年の〇月に支払った医療費が戻ってきました。今日中に手続きをしてください。今日中に手続きをしなければ、還付金はなくなりません。」と言って、あなたも正当な還付金であるかのように話し、被害者をATMまで誘導して、お金を支払わせる詐欺行為を行っています。

詐欺の被害を防ぐための対策として、「自宅の電話機を常に留守番電話に設定する」「迷惑防止機能付電話を導入する」「不審な電話に出た場合は電話を切り、必ず誰かに相談をする」というものがあります。

◎詐欺被害に遭わないよう、ぜひ実施を!

※問い合わせは、青梅警察署防犯係 ☎22-0110 内線2612